〒〇〇〇－〇〇〇〇　　令和〇年〇月〇日
〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇　〇〇　　様　　**項番　〇－〇**

水戸地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）　〇〇　〇〇
（公印省略）

長期間相続登記等がされていないことの通知
及び相続登記に関する相談会の開催等について（お知らせ）

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づき当局において調査した結果、下記（裏面）の土地について、所有者が亡くなられているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、戸籍等によって確認できた当該土地の所有者の法定相続人（※1）である貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。

また、令和６年４月１日からは相続登記の申請が義務化される新たな制度がスタートします。新しい制度では、正当な理由がないのにも関わらず、不動産の相続を知ってから３年以内に相続登記の申請をしないと、１０万円以下の過料が科される可能性があります。

なお、相続登記手続について相談されたい場合には、同封チラシ「法務局・司法書士会・土地家屋調査士会合同相続登記相談会」のとおり、相談会を実施予定（事前予約制）ですので、ぜひ参加について御検討願います。本相談会のほかにも、同封チラシのとおり、司法書士相続登記相談センターに相談する方法もございます。

これらの相談会等で相談される際には、法務局で作成した「法定相続人情報」を使用することで、相談時間を短縮することができます。この「法定相続人情報」（※2）については、貴殿に対して無料で提供できますので、御希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。

おって、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いでございます。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、相続登記等に関する御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

項番　〇－〇

記

１　不動産番号及び不動産所在事項

０５〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　　〇〇市〇〇町〇〇字〇〇　〇〇－〇〇

２　現在の所有権の登記名義人

〇〇市〇〇町〇〇〇番地　　〇〇〇〇

３　法定相続人情報の作成番号

〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

※　本通知は，法定相続人が複数いる場合には，任意の１名の方に送付しています。

※　本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。

→

水戸市北見町１番１号
水戸地方法務局　不動産登記部門
長期相続登記等未了土地解消作業
担当：〇〇〇（〇〇〇）、〇〇（〇〇〇）
連絡先：０２９－２２７－９９２７

※　相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら

→

※１　「法定相続人」とは、民法で定められた被相続人（亡くなられた方）の財産を相続できる人です。 遺言書があれば、相続できる人は法定相続人に限られませんが、遺言書がない場合は基本的に法定相続人同士で遺産分割について協議し、どのように相続するかを決めることになります（亡くなられた方の配偶者や子、子が亡くなっていて孫がいる場合は孫が法定相続人となります。また、父母や祖父母、兄弟姉妹も相続順位によって法定相続人となる場合があります。）。

※２　「法定相続人情報」とは、法務局による探索の結果、明らかとなった登記情報に記載された土地所有者の相続関係を一覧化した図です。法定相続人情報は、その後の相続登記の申請において、相続が発生したことを証する情報として活用していただくことができます。